

- 介護サービスの遅れ——65歳以上人口比
施設ケア 日(90):166 英(85):222
ホームヘルプ 20 60
- 不十分な目標水準——ゴールドプラン——65歳以上人口比
特養定員24万床: 当研究室の必要推計:
109(90)→114(99) 180~200床
ホームヘルプ10万人: 当研究室の必要推計:
20(90)→48(99) 91~140床
- 現在の社会福祉の行財政の仕組みでは限界
- 介護保険——供給体制の整備を前提とした
①確率的現象 ②標準化が相対的に容易
- 年金保険か? 医療保険か? 新しい社会保険か?

V おわりに——いわゆる「国民負担率」をめぐって

- ①「国民負担率」=社会保障負担率ではない
- ②「国民負担率」に表れない国民の負担
a 自己負担 b 機会費用 c シャドー・ワーク
- ③日本の社会保障費は高すぎるか

	AGE	SSB
日 本	12.0% (90)	13.7% (90)
スウェーデン	11.8% (60)	13.2% (60)
ア メ リ カ	11.9% (85)	15.2% (86)
イ ギ リ ス	12.9% (70)	16.0% (70)
フ ラ ン ス	12.1% (65)	19.5% (65)
西 ド イ ツ	11.9% (65)	20.1% (65)

参考文献 (アイウエオ順)

- 岩間大和子「住宅給付」社会保障研究所編『イギリスの社会保障』東京大学出版会, 1987年。
城戸喜子はか「社会保障費の推計と動向」『季刊・社会保障研究』20巻4号, 1985年。
下夷美幸「ヨーロッパ諸国の家族給付」『21世紀の社会保障に関する研究』社会保障研究所研究報告 No. 9003, 1990年。
全国社会福祉協議会・社会福祉研究情報センター編『介護費用のあり方』中央法規出版, 1990年。
武川正吾『地域社会計画と住民生活』中央大学出版部, 1992年。
武川正吾『福祉国家と市民社会——イギリスの高齢者福祉——』法律文化社, 1992年。
都村敦子「福祉政策の調整問題」社会保障研究所編

- 『福祉政策の基本問題』東京大学出版会, 1985年。
都村敦子「家族の変容と所得維持政策」『21世紀の社会保障に関する研究』社会保障研究所研究報告 No. 9003, 1990年。
早川和男「住居基準の国際比較」社会保障研究所編『住宅政策と社会保障』東京大学出版会, 1990年。
丸尾直美『スウェーデンの経済と福祉——現状と福祉国家の将来』中央経済社, 1992年。

参考資料 (アイウエオ順)

- 厚生省大臣官房政策課編『社会保障入門』各年版, 中央法規出版。
総理府社会保障制度審議会事務局編『社会保障統計年報』各年版, 法研。

【レポート】

高齢化社会における社会保障

——高齢者の所得保障を中心にして——

一橋大学教授 田 近 栄 治

【付 記】 この報告は、社会保障研究所シンポジウム資料に掲載した論文に加筆・修正したものである。なお、公的年金の補完として今後重要となる個人年金市場の問題については、本シンポジウム報告の最後に掲載した「補論」で別途論じた。

1. はじめに

わが国はこれまで経験したことの無い高齢化社会を迎えようとしている。最近の将来人口推計によれば(1991年厚生省暫定中位推計), 20歳から59歳までの生産年齢人口に対する65歳以上の人口

の割合は、1990年には21%であったが、2000年には約30%、2020年には52%となる。その後もこの比率は上昇し、2040年代には62%に達すると推計されている。

こうした高齢化の進行にともない、生産人口の負担は急増する。かりに65歳以上の高齢者に年金や医療などを通じて現役労働者の所得の半分を保障しようとする、1990年にはこの保障額を高齢者ほぼ2人に対して生産人口10人が負担することになるので、生産人口1人あたりの負担率は所得のほぼ10%となる。しかし、人口の高齢化によってこの負担率は2000、2020年の各年でそれぞれ15%、26%となり、高齢化のピーク時には30%を超える。

その一方、1970年代の後半から80年代の公債発行の結果、わが国の財政の機動力は大幅にそがれ、高齢化社会を迎えるにあたって充実しておくべき公共投資の財源の調達が困難になってきている。今後かつてのような高度成長を期待できないとすれば、財政面からの負担の増大も不可避であるといっていよいであろう。

このように高齢化と厳しさを増しつつある財政の板挟みのなかで、今後のわが国の社会保障のあり方が国民の大きな関心事になってきている。そのひとつの表れは、年金への高い関心であり、国民の公的年金の今後についての不安は深まっている。実際国民年金では6人に1人近くが、保険料を滞納しているといわれている。また、サラリーマンのなかでも若年層を中心として今後の不安が高まっていることは否めないであろう。

このような事態を打開していく鍵は、国民1人ひとりの自助努力であろう。戦後数多くの困難をわが国の経済が必死の生産合理化でぐり抜けてきたように、これからも新しい問題にふさわしい自助努力が求められる。と同時に、自助努力のみでは解決が困難な問題とは何か、そしてその解決のために政府の果たす役割とは何かを、考えておくことも大切である。自助努力と公共政策の相互補完の関係を探るなかで、今後の社会保障のあり方も浮かび上がってくるはずである。これがこの小論のねらいである。

以下、まずこれまでの社会保障と財政の歩みを

足早に辿る。ここではまた、社会保障のあり方に関して発せられた提言を取り上げる。そこまでを準備として、今後高齢化社会における社会の活力を維持していくための条件、すなわち自助努力の機能する基盤を示す。続いて自助努力によっても解決できない問題の所在を示し、そうした問題への取り組み方について論じる。

2. 社会保障と財政の歩み

わが国の健康保険と年金が被用者のみでなく、自営業者を含むすべての国民をカバーすることになったのは1961年であった。その後医療、年金ともに制度の充足や給付の改善などが図られていったが、もっとも大きな制度改正がなされたのは1973年度であった。いわゆる福祉元年といわれた改正であったが、医療では家族給付率の70%への引き上げ、高度療養費の支給、政府管掌健康保険への国庫負担などが認められた。年金では、給付水準の大幅な引き上げにとどまらず、インフレ時の給付の自動改定である物価スライド制が導入された。このときの改革は社会保障にとどまらず、所得税でも2兆円減税のかけ声とともに、給与所得控除の所得制限の撤廃、税率の引き下げなど戦後最大級の減税が実施された。

しかし、その後2度にわたるオイルショックや対ドル円レート的大幅な上昇のなかで、大規模な赤字国債が発行された。事態の急変は社会保障や税制にも大きな影響を与え、医療では被用者保険本人の10%負担、医療費や薬価の見直しなどがなされた。また、退職者医療制度や老人保健制度の創設を通じて、国民健康保険から被用者保険への負担の肩代わりが図られていった。年金ではおりからのインフレのなか、物価スライド制によって給付額が激増し、1986年度に抜本的ともいえる改革が行われた。すなわち、基礎年金が創設され、それまで国民年金に任意加入していたサラリーマンの被扶養配偶者（多くは、無業の妻）は、新たに第3号被保険者となった。また、給付のカットもなされ、20年間にわたってほぼ給付額は4分の1減額されることになった。この改革でもまた、自営業者の年金である国民年金の負担の被用者保

険による肩代わりが図られた。1989年にはさらに、被用者年金の支給開始年齢の引き上げが図られたが、これは実現には至っていない。

所得税においては減税から増税への転換が図られ、「2兆円減税」以降10年間にわたって税率表の手直しがなされなかった。その結果、インフレによって増大した名目所得に累進的な課税がなされ、所得税の負担が急増した。これがその後の税制の抜本的な改革の引き金のひとつとなった。

このように財政が厳しさを増すなかで、社会保障の見直しが迫られていった。しかし、こうした見直しによっても財源の厳しさは変わっていない。国の一般会計の歳出は、そのすべてが政府の裁量下にあるわけではなく、国自身の支出に先立って、国債の利払いや地方への交付金の配分を行わなければならない。こうした非裁量的な経費を控除した後の国の歳出額を一般歳出というが、国の総予算である一般会計の歳出額に占めるこの裁量的な予算である一般歳出の比率は、1965年度において約80%であったが、その後急激に減少し、1975、1985、1992の各年度においてそれぞれ75%、62%および54%となった。政府はその予算の約半分しか自身の政策的な経費として使えないわけである。

一方、一般歳出に占める社会保障関係予算の規模は、この同時期ほぼ倍増した。すなわち、1965年度において社会保障関係予算は一般歳出の18%を占めていたが、1975年度には上に述べた社会保障の拡充の結果、すでに25%へと跳ね上がり、1992年度には33%と、1965年度の倍近い水準に達した。ちなみに、1992年度の国防関係予算は4兆5,500億円であったが、老人医療費だけをみても1989年度にすでに5兆5,500億円に達し、1992年度には6兆8,200億円にも及んでいる。1955年度では、一般歳出に占める国防関係予算の割合17%に対して、社会保障関係費の割合は13%であったことを考えると、まさに隔世の感がある。

このように厳しくなる財政のなかで社会保障負担がさらに高まっているが、こうしたなかで財政サイドばかりでなく、社会保障のサイドからもさまざまな議論がわきあがっている。1981年の臨時行政調査会の第1次答申では、福祉の見直しを取

り上げているが、それに対して「社会保障は、『真に救済を必要とする者』のみを対象としているのではない……臨調第1次答申が『活力ある福祉社会』実現のため福祉の刈込みを意図するかのような誤解を与えたのは残念であった」¹⁾というのが、社会保障に携わってきた多くの識者の意見であったと思われる。

その後もわが国の社会保障のあり方をめぐって活発な議論が展開され、社会保障制度審議会においても、わが国社会保障の基礎となっている1950年の勧告の再検討を踏まえ、社会保障の新しい理念を求めて議論が重ねられている。こうした最近の議論に共通してみられるのは、戦後直後の貧困対策としての社会保障から、豊かさのなかで必要とされる社会保障の将来像をどのように国民に示すかということである。そして、「これからの社会保障制度が保障すべきものは、『最低限の生活』というような量的基準においてではなく、むしろ質的基準において考えられるべきである……それは、『社会（コミュニティ）の構成員にふさわしい生活』ということができるかもしれない」²⁾など、社会保障の最低保障水準をどのように高めていくかに重点をおいた提案がなされている³⁾。

終戦直後と比べればはるかに豊かになった現在、救貧対策からより高度の福祉を求めることに誰しも異存はないであろう。しかし、その際社会保障費は誰が担うのか、そして高い質の社会保障は高いコストなしに達成可能なのだろうか。すでにわが国の財政は相当厳しい状態にあることを指摘したが、こうしたなかであって高い社会保障のコストは、結局は租税や保険料の増加となって国民にしわ寄せされざるをえないであろう。したがって、今後の社会保障のあり方を考えるうえで、社会保障が社会の活力を阻害しないよう十分配慮することも非常に重要になってくる。

3. 自助努力と公共政策

経済の活力は、家計や企業の自助努力をどのように引き出すかにかかっている。時代とともに自助努力の向けられる課題は異なり、現在では高齢化社会のなかで生活の質をどのように維持、向上

させるかが最大の課題のひとつとなっている。このとき、社会保障が問題解決の原動力である自助努力を弱めてはならない。ここではまず、高齢化社会において自助努力が機能するための必要となる条件について述べる。続いて、自助努力によってだけでは対処しきれない問題を指摘し、高齢化社会における公共政策のあり方について考えていきたい。

高齢化社会における自助努力の必要条件とは何か。いくつか重要な条件が思いつくが、高齢者の所得保障を中心的な課題とすれば、つぎの2つの条件をとくに指摘しておくべきであろう。まず第1に、高齢者の所得保障の結果、高齢者や婦人を含む社会のさまざまな成員の労働意欲や、貯蓄行動が阻害されてはならない。第2に、社会保障において「公平性」が保たれなくてはならない。

はたして、現在のわが国の公的年金制度はこの2つの条件を満たしているであろうか。残念ながら答えは、否といわざるをえない。ここでこの点について詳細な検討に立ち入る紙幅はないが、第1のインセンティブの面においてはこれまでの在職老齢年金の減額措置（退職後65歳までの間に一定以上の所得のある場合、老齢年金がカットされる制度）のあり方、第3号被保険者に対する税務および年金給付の取り扱い方など、今後高齢者や婦人の社会参加を促進していく際に障害となる問題が存在する。また、年金制度の成熟とともにわが国の年金は完全に賦課方式となるが、このとき貯蓄への影響も無視しえないものとなるであろう。

自助努力を引き出す第2の条件である公平性については、高齢者と若年層の間の世代間の負担と給付の公平性と、同世代内の公平性の2面においてわが国の公的年金は、重大な問題をかかえている。年金制度が成熟するまでは制度が作られてから、数十年が必要であるが、それまでの間に受給年齢に達する人々に対する給付額を増やそうとすれば、現役被保険者の負担が増大する。また、そうした高い給付水準を維持しようとする、今度は制度が成熟し受給者の被保険期間が長期化すると、若年世代の負担はますます増大する。

同世代内でも大きな問題が生じている。まず、

保険料の支払い負担を負わない第3号被保険者を設けたため、単身者と被扶養配偶者をかかえた既婚世帯との間で年金の給付の面できわめて大きな格差が生じた。共稼ぎと片稼ぎ夫婦の場合においてはさらに、遺族年金などの面で受給条件に差異が設けられている。このほか、医療の場合もそうであるが、自営業者とサラリーマンの間の負担のバランスが大きく揺らいでいる。そのうえ、自営業者に対してのみ、実質的に非課税貯蓄となる準個人年金を認めたため、この2つのグループ間の不公平はますます顕著となった⁴⁾。

このように高齢化社会において、個人の自発的な努力を阻害する重要な諸問題が生じている。経済の活力をバネに高齢化社会で生じる諸問題を乗り越えようというとき、ここで指摘したような社会保障制度自体が原因となる問題はまず、改善していかななくてはならない。つぎに、自助努力によってだけでは解決しえない問題について述べる。

ここでも高齢者の所得保障に論点を絞れば、少なくともつぎの3つの問題を指摘することができる。まず第1に、どんなに多くの個人が老後に備えてさまざまな準備を行っていくようとも、社会全体でみれば老後の備えを十分行わない人もたくさんいるであろうことは、否定できない。こうした人々が高齢者になったとき、備えのなさを責めてももはやどうしようもない。このとき、救貧対策として救うことも考えられるが、社会の一部の人々がこうした事態に陥ることが予想される以上、高齢者になるまでに政府が強制的に貯蓄を行わせる必要があるであろう。いわゆる父権的な観点から公的年金の必要性を唱える議論であるが、公的年金を考えるうえで重要な論点のひとつである。

第2に、高齢になるにつれ個人の力ではどうしても解決しきれないリスクがある。いかに蓄えがあっても、猛烈なインフレが生じれば貯蓄は一挙に目減りしてしまう。また、高齢になるにつれ大病にかかるリスクは激増する。こうしたリスクは、社会全体で担いあう必要があるであろう。

最後に、最近の年金研究でさかんに論じられている問題の1つに、個人年金市場の失敗がある。人々は何歳まで生きるか分からないという不確実

性のもとで、生存する限りの期間所得を平均的に得たいと考えるであろう。しかし、個々人が何歳まで生きるか分からないのは保険会社も同様であり、保険会社は個人年金の購入希望者の平均寿命を長く見積もる可能性がある。その結果、個人年金の利回りは低下する。皮肉なことに、それでも個人年金を購入する個人は、保険会社の想定した寿命より長生きできると信じている人であろうから、保険会社は個人年金の利回りをさらに下げる。つぎに個人年金を購入する個人はさらに長生きするかもしれない、個人年金の利回りはますます下がる。こうした連鎖が続けば、個人年金市場は成立しない。

そこまでいかななくても、個人的に長生きできないと信じている個人は、市場で提供される個人年金には満足しないであろう。しかし、こうした寿命のクラス別の個人年金を開発しようにも、保険会社としても個々人の寿命について特別な情報がない以上、開発は困難である。また、一般に個人年金の開発や維持コストが高いため、個人年金の利回りが低くなるという可能性もある。

ここで指摘したような、寿命の異なる個人が保険に加入し、しかも保険会社はそれぞれの個人の寿命を予知できない場合の保険市場の失敗は、経済学で「逆選択 (Adverse Selection)」と呼ばれる。ここでのケースを続ければ、寿命の相対的に長い個人が多く入ることにより保険料率が上がり、他の個人が保険に入りたくてもなかなか入れないようになってしまうことである。今後、公的年金を補完するものとして個人年金の役割は、ますます大きくなっていくと思われるので、この個人年金市場における逆選択の問題は、非常に重要である。この問題については、この論文の最後に補論を設け、さらに踏み込んで論じることとする。

このように老後の所得保障を個人の自助努力だけにまかせきれず、なんらかの公的な政策が必要とされる。しかし、この場合にも現在の公的年金制度でよいという保証はない。実際、父権的な見地から国民に強制貯蓄を求めるならば、貯蓄を個々人の勘定に積み立てさせればよく、賦課方式による若年世代から高齢者への所得の移転は不要で

ある。第2の個人の負いきれないリスクのうち、大病などのリスクに対しては、年金の給付額を受給期間一律にせず、こうしたリスクの発生する可能性の高まる高齢後期に増額するなどの対処方法が考えられる。個人年金市場の失敗を指摘した際に言及したように、市場で供給される個人年金と比べて、公的年金の優位さの1つは、強制加入によって制度運営コストを相対的に低くおさえることが可能なことである。公的年金の運営においてはこの面にも十分配慮し、資金の運用を含むあらゆる面で無駄を防がねばならない。

4. おわりに

この小論では高齢化と厳しさを増す財政の2つの制約のなかで、今後の社会保障のあり方について考えた。これまで厳しい財政事情のなかで福祉の見直しがなされてきたが、そうしたなかで救済に代る新たな社会保障のあり方についての前向きな議論は、傾聴に値する。しかし、社会保障がこれから迎える事態の解決の鍵である個々人の自助努力を阻害してはならない。

こうした観点から、高齢者の所得保障を中心にして自助努力の機能するための条件を示した。残念ながらわが国の公的年金制度は、こうした自助努力を引き出しかねているといわざるをえない。この点の改善を急がねばならないが、自助努力だけで問題が解決できないことも確かであり、公的な政策が必要である。ただしその場合でも、現在の年金制度でよいというわけではなく、積立方式の年金の再評価、高齢にともなうリスク分担のあり方、個人年金市場の失敗と公的年金の役割などに留意すべきであることを主張した。今後、自助努力と公共政策の相互補完を通じた問題解決の道がさらに検討されることを期待したい。

補論——個人年金市場の逆選択と市場の失敗

(1) 市場利子率および時間選好率がゼロの場合

ハイ・リスクとロウ・リスクの2つのタイプの個人が存在し、保険会社がそれぞれの個人の危険度について完全な情報を持ち合わせていない場合

の市場均衡については、Rothschild and Stiglitz (1976) らが分析し、(1) 2つのリスク・クラスを同時にカバーする一括 (Pooling) 均衡は存在しないこと、(2) 均衡はしたがって、それぞれのリスクの個人に対して別個の保険を提供する分離 (Separating) 均衡に限られるが、この均衡が存在する場合でも、ロウ・リスクの個人はそのリスクを完全に保証するまで保険をかけられず、その期待効用を最大化できないこと、を示した。最近、この問題について Rees (1989) による手際の良い展望がなされているが、Rothschild らの結果を大きく超えたものは、示されていない。

ここでは、個人年金市場に Rothschild らの議論を適用し、その失敗の可能性について調べる。まず、市場利子率と時間選好率がともにゼロの場合を考え、保険会社が競争的な場合、上で述べた結果が再現されることを示す。つぎに、利子率と時間選好率がともにゼロでないより現実的なケースを考え、個人年金市場の失敗の可能性を分析する。

いま、若年期と老年期の2世代からなる個人を考える。その寿命に関しては、長寿タイプとそれ以外の2つのタイプがあり、それぞれをLタイプとSタイプと呼ぶことにする。両タイプとも若年期は生存しており、ともに所得 Y を稼ぎ、そこから C_1 を消費する。第2期にLタイプが生存する確率を P_L とし、Sタイプが生存する確率を P_S とする。寿命の仮定から、 $P_L > P_S$ とする。第2期には所得はなく、消費 C_2 のみを行うとする。

個人は、生涯の期待効用を最大化する。消費 C_1 と C_2 の効用をそれぞれ、 $U(C_1)$ 、 $U(C_2)$ で表せば、個人の期待効用は、以下のとおりである。

$$U(C_1) + P_L U(C_2)$$

ここで、この個人はLタイプとしたが、Sタイプの場合は、 P_L が P_S となる。また、議論を単純化するためにここでは、時間選好率をゼロとした。

一方、保険会社が競争的であるとすれば、フェアな保険が提供されるであろうから、個人 (Lタイプ) の予算制約式はつぎのようになる。ただし、ここでも単純化のために市場利子率は、ゼロであるとする。

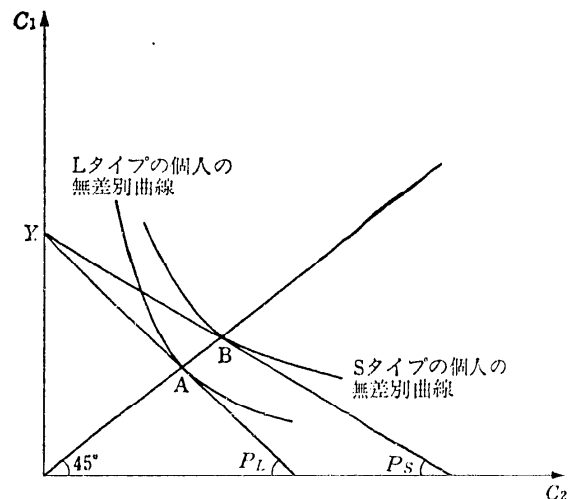
$$C_1 + P_L C_2 = Y$$

Sタイプの個人にとってフェアな保険の場合は、 P_L が P_S となる。このことは、Sタイプの個人の C_1 と C_2 の消費集合がLタイプと比べて大きくなることを意味するが、これはSタイプの第2期の生存確率が小さいことより当然である。

さて、ここでは2つのタイプの個人それぞれにフェアな保険が提供されることを仮定した。すなわち、個人の危険クラスについて、保険会社が完全な情報をもっていることを仮定したわけであるが、この場合、それぞれの個人は第1期と第2期の消費が等しくなるように個人年金を購入する。いわゆる完全な保険に入るわけである。

記号で表せば、個人の最適な C_1 と C_2 は、 $U'(C_1) = U'(C_2)$ となり、 $C_1 = C_2$ となる。図1は、この関係を示したものであるが、上に述べたように、 $P_L > P_S$ のため、Sタイプの消費可能集合はLタイプのそれより大きくなっている。2つのタイプとも45度線上の点を選択し、2つの期の消費が均等になるような個人年金を購入する。

ここで問題はいうまでもなく、保険会社は個人のリスクタイプを知らないということである。そこで、保険会社は保険加入者の平均的な寿命を考え、保険を設計するであろう。ここでは、Lタイ



(注) A: Lタイプの個人の消費選択点。
B: Sタイプの個人の消費選択点。
Lタイプ、Sタイプとも期待効用を最大化し、 $C_1 = C_2$ となるように年金を購入する。

図1 完全情報のもとでの年金の購入

プとSタイプの個人数の割合をウェイトとした P_L と P_S の加重平均である第2期の生存確率 P を考え、それに対してフェアな保険を提供する。図2は、そうした保険が図1で示した2つの予算線の間の予算線となっていることを示している。このように2つのタイプに共通して提供される保険のことを一括保険というが、この場合保険会社が競争的ならば、そうした均衡は存在しない。このことを以下図2を使って示す。

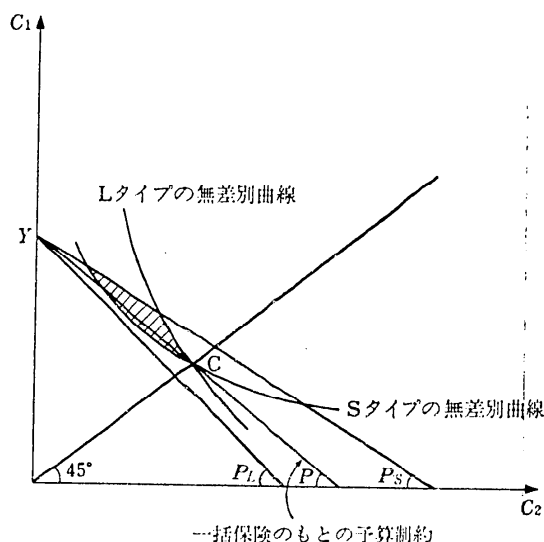
かりに、一括保険のもとに完全な保険が提供されたとする。点Cがそうした保険を示しているが、この点を通る2つのタイプの個人の無差別曲線の傾きは、Lタイプの方が、Sタイプより急になっている。これは、第2期の生存確率がLタイプの方が大きいので、限界の1単位の C_1 の減少を補償する、 C_2 の量がSタイプより少なくともよいからである。要するに、限界的に若年期の消費が減っても、それを埋め合わせるために必要な、第2期の消費は、第2期の生存確率の高い個人の方が、少なくともすむであろうということである。

このとき、競争的な保険会社は、一括保険Cを抜けがけして、Sタイプをねらった保険を売りに出したいと考えるであろう。図では、斜線を示し

た範囲の保険を売れば、それを買うのはSタイプだけであり（なぜなら、Lタイプは斜線の保険より一括保険の方を選好するから）、しかもSタイプのフェア年金は一番外側の予算線であるから、保険会社はそうした保険を売ることによって、プラスの利益を得る。ところが、そうなる一括保険からロウ・リスクタイプのSタイプが抜け出てしまうため、一括保険Cにはハイ・リスクタイプばかりが集まり、保険は失敗してしまう。つまり、保険会社が競争的ならば、一括保険は成立しないことになる。

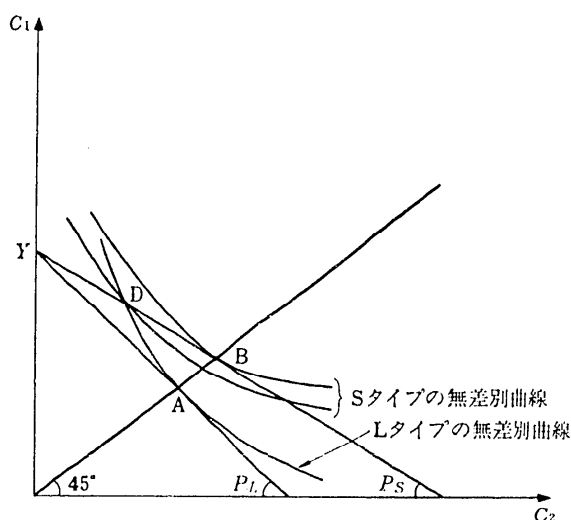
したがって、もしこの市場で均衡があるとすればそれは、2つのタイプそれぞれに別個の保険を供給することである。すでに、完全情報のもとで、そうした均衡があり、そのもとでLタイプ、Sタイプとも完全な保険に入ることを示した。この結果は、不完全情報のもとでは、大きく異なる。

図3にこの場合の均衡を示した。問題の根本は、保険会社の情報が不完全のため、Lタイプの個人をSタイプから分離できないことである。そこで、まずここでのハイ・リスクタイプである、Lタイプの生存確率でみてフェアな年金を売りに出す。このとき、Lタイプは、完全な保険である図中A



(注) 一括保険のもとでCが選択されれば、C点でLタイプの無差別曲線の傾きは、Sタイプの無差別曲線の傾きより大きくなる。図中、斜線部の保険が提供されれば、Sタイプのみが購入する。しかしこのとき、C点にはLタイプが集中し、一括保険は成立しなくなってしまう。

図2 不完全情報のもとの一括均衡



(注) Lタイプの個人は、彼らに提供されたフェアな年金を購入し、点Aを選択し、 $C_1=C_2$ とする。それに対して、Sタイプの個人は、もはや点Bを選択できず、ただか点Dの保険にしか入れない。もし、情報が完全なら点Bを選好するのであるから、市場は失敗している。

図3 不完全情報のもとでの分離均衡

を選択する。

それに対して、A点を通るLタイプの無差別曲線より上側の点をSタイプに売りに出せば、Lタイプもそれを購入し、保険は失敗する。したがって、Sタイプに売りに出せる保険はどうしても、この無差別曲線上かその下になる。そうした制約のもとに、競争的な保険会社は、Sタイプにフェアな保険を売りに出すであろう。つまり、図中Dが、Sタイプに売りに出す保険となる。

この状態でLタイプは点A、Sタイプは点Dで示される保険に、「棲み分ける」ことになる。このとき、Lタイプは完全な保険に入っているが、Sタイプは図1でみたような、分離保険における最適保険に入れず、第2期の消費を最適な水準より過小にすることを迫られる。第2期の消費をもっと増やすような保険は、もちろん可能だが、そうするとそこにLタイプが入ってきて、保険がつぶれてしまう。このように不完全情報下ではSタイプは、「もっと保険に入りたいのに入れない」というプラストレイトした状態に陥ってしまうのである。これが、不完全情報下の分離均衡であり、逆選択のものと市場の失敗である。

(2) 市場利子率および時間選好率に関してより一般的なケース

以上が、不完全情報下の保険市場について Rothschild らの議論を個人年金市場に当てはめたものであるが、以下では市場利子率と時間選好率をゼロとした制約をはずし、より一般的な状況で個人年金市場を考える。

そこで、市場利子率を r とし、これは2つのタイプの個人にとって同一であるとする。それに対して、LタイプおよびSタイプの時間選好率をそれぞれ、 ρ_L と ρ_S で表し、両者の間には、Lタイプの方が第2期の生存の確率が高いことより、 $\rho_L < \rho_S$ が成立すると仮定する。また、この2つのタイプの個人が存在するもとの、(閉鎖的な経済で)資本市場が均衡しているとすれば、利子率はLタイプの時間選好率よりも低いことも、またSタイプの時間選好率よりも高いことも考えられないので、利子率と時間選好率との間には、以下の関係が成立する。

$$\rho_L < r < \rho_S$$

さて、この一般化された状況のもとで、Lタイプの個人の期待効用(の現在価値)は、つぎのようになる。

$$U(C_1) + \frac{P_L}{1 + \rho_L} U(C_2)$$

このタイプの個人は、この期待効用をフェアな保険を仮定した、以下の予算制約のもとに最大化する。

$$C_1 + \frac{P_L}{1 + r} C_2 = Y$$

Sタイプの場合も同様で、その期待効用と予算制約式は、Lタイプの期待効用と予算制約式に表れた、第2期の生存確率、時間選好率をそれぞれに P_S , ρ_S 置き換えたものとなる。

容易にわかるように、Lタイプの個人の最適な C_1 と C_2 の選択は、以下の条件で示される。

$$\frac{U'(C_2)}{U'(C_1)} = \frac{1 + \rho_L}{1 + r} (< 1)$$

すなわち、2つの期間の消費の限界代替率が、時間選好率と利子率にそれぞれ1を加えた値の比と等しくなることである。 ρ_L が r よりも小さいことより、 $U'(C_2)$ は $U'(C_1)$ よりも小さくなる。消費の限界効用は逓減すると仮定すれば、このことは $C_2 > C_1$ を意味し、Lタイプの個人は、フェアな年金が提供された場合、第2期(老年期)の消費を第1期(若年期)の消費より多くする。

いうまでもなく、Sタイプの個人の場合は、 ρ_S が r よりも大きいので、第1期の消費が第2期の消費よりも大きくなる。これが、利子率と時間選好率に関する一般的な仮定のもとで得られる結論である。これらは、基本的には時間選好率と利子率との間の関係が、LタイプとSタイプとでは、逆であることより生じているが、結論自体は直観的にも納得がいくものである。

ここまでは、2つのリスク・クラスに関して完全情報を仮定したが、不完全情報の場合において個人年金市場はどうなるのであろうか。利子率と時間選好率をともにゼロとした場合の議論から明らかのように、保険会社が競争的であれば、この場合にも一括保険は成立しない。リスクの低い、

情報しかもっていないにもかかわらず、2つのタイプの個人は完全な保険に入ることができ、個人年金市場が成立する可能性がある。

ここでは、Sタイプが十分「左」の点、すなわち第1期の消費を相対的に多く選択することを仮定したが、同じことはLタイプが十分「右」の点を選択する場合にも成立する。どちらの場合でも、Lタイプが第1期の消費を減らし、年金保険に入ろうとするのに比べれば、Sタイプは時間選好率が高いのでLタイプほど保険に入ろうとしない。その結果、不完全情報のもとであっても、私的年金市場がうまく機能して、競争的な保険市場においてLタイプ、Sタイプが棲み分けることが可能で、ともに完全な保険に入ることができるのである。

(3) 分析の含意

ここでは、寿命の異なる2つのタイプの個人からなる社会を想定して、個人年金市場の成立の可能性を検討した。モデル自身はきわめて単純化したものであり、問題の所在を示したにすぎない。しかし、利子率や時間選好率に関して一般的な仮定をおけば、保険会社が個人のタイプに関して不完全な情報しかもっていない場合でも、分離均衡が存在し、そのもとでそれぞれのタイプの個人が(修正された意味で)完全な保険に入ることができる可能性があるという結論は、興味深い。それは高齢化をひかえて、個人年金を通じて生涯の期待効用を最大化する途が広がるかもしれないからである。

公的年金が今後、給付額や受給期間の面でますます縮小を余儀無くされていくなかで、個人年金に対する個人や政策当局者の期待は大きい。ここでの議論は、こうした事態を先取りし、個人年金の役割と限界を示そうとしたものであるが、これ以上問題を明らかにするためには、年金市場を実際に調べてみなければならない。個人年金の利回

りや、さまざまなリスク・クラスに対してどのような条件格差を設けているかなどを明らかにしたうえで、家計の個人年金の購入行動を説明していく必要があるであろう。

注

- 1) 小山路男 (1992), 82頁。
- 2) 武川正吾 (1992), 79頁。
- 3) このほか社会保障のあり方について同様の提言が、京極高宣 (1992), 福武直 (1992) によってなされている。
- 4) わが国の公的年金制度がかかえた諸問題については、田近栄治 (1991) で具体的な数値例をまじえつつ論じた。

参考文献

- 小山路男, 1992, 「政策体系としての社会保障」『リーディングス日本の社会保障 (総論)』所収 (社会保障研究所編), 有斐閣。
- 京極高宣, 1992, 「昭和25年及び37年勧告の歴史的意義と今日の問題」長寿社会開発センター編『老人保健医療福祉に関する理論研究事業の調査研究報告書Ⅱ』, 第1部会第2章所収。
- 田近栄治, 1991, 「年金問題とは何か」『フィナンシャルレビュー』11-26。
- 武川正吾, 1992, 「これからの社会保障の定義・範囲・体系」長寿社会開発センター編『老人保健医療福祉に関する理論研究事業の調査研究報告書Ⅱ』, 第1部会第4章所収。
- 福武直, 1992, 「社会保障と社会保障論」『リーディングス日本の社会保障 (総論)』第1章所収 (社会保障研究所編), 有斐閣。
- Atkinson, A. B., 1989, "Social Insurance and Income Maintenance," in *Poverty and Social Security*, Chapter 7, pp. 105-124, Harvester Wheatsheaf, New York.
- Barr, Nicholas, 1992, "Economic Theory and the Welfare State: A Survey and Interpretation," *Journal of Economic Literature*, XXX: 741-803.
- Rees, R., 1989, "Uncertainty, information and insurance," in Hey, J. ed., *Current Issues in Microeconomics*, pp. 47-78, MacMillan, London.
- Rothschild, M. and Stiglitz, J., 1976, "Equilibrium in Competitive Insurance Markets: an Essay on Economics of Imperfect Information," *Quarterly Journal of Economics*, 90, 629-649.